

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
欠席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役職	氏名	備考
出席	委員	井戸田 敏 明	
出席	委員	堀 田 薫	
出席	委員	伊 藤 利 彦	
出席	委員	飯 田 喜美子	
出席	委員	堀 田 為積穂	
出席	委員	加 藤 俊 治	
出席	委員	鈴 木 秀 夫	
出席	委員	加 賀 裕 二	
出席	委員	前 野 順 子	
出席	委員	辻 義 則	
出席	委員	神 田 俊 紀	
出席	委員	平 野 博 吉	
出席	委員	柴 田 隆 吉	
出席	委員	竹 田 義 弘	
出席	委員	池 口 克 八	
出席	委員	横 井 美喜夫	
出席	委員	伊 藤 里 海	
出席	委員	山 田 進	
欠席	委員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	伊 藤 長 利
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 事（事務担当）	生 田 一

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成26年11月20日(木) 午前9時00分から午前9時40分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員(35人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(2人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第21号 買受適格証明願(3条許可)</p> <p>日程第 4 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 6 決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 決定第8号 農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について</p> <p>日程第 8 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 9 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書 3. 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用</p> <p>日程第 10 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(3人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主事 生田 一 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、平成26年11月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p>

会長

会長さん宜しくお願いします。

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中35名で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 7番 山田 和良 委員

議席番号 8番 高木 治雄 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請	8件
議案第21号	買受適格証明願(3条許可)	2件
議案第22号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請	4件
決定第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	37件
決定第8号	農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について	1件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	13件
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	2件
	3. 現況証明願	2件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	7件
	2. 農地改良届出書	1件
	3. 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用	1件

それでは、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いしますが、議案番号2番について、15番 不破委員が、総会規則第17条の「議事の参与の制限」に該当しますので、まず、2番を除く議案より審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》（2番を除く1番から8番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>6番から8番は新規就農ですので新規就農の事前審査を11月10日（月）に、会長をはじめ、高木副会長、柴田委員と事務局にて行い、営農意欲、営農計画などを確認し、農地として適正利用するように伝えました。</p> <p>以上7件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より2番を除く 7件 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請 2番を除く7件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、2番の審議をお願いしますので、不破委員には退席をお願いします。</p> <p>《 不破委員 退席 》</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上1件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号2番につきまして説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請 2番について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

事務局	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>不破委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《 不破委員 着席 》</p> <p>続きまして、議案第21号 買受適格証明願（3条許可）2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》（1番から2番の願出者・土地の所在・地目・面積、備考欄を朗読及び説明）</p> <p>以上、2件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない為、証明できると思われます。</p> <p>尚、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理してよろしいかも含め、ご協議をお願いします。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第21号 につきまして説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第21号 買受適格証明願（3条許可）2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定します。</p> <p>また、落札された後、農地法第3条の申請が提出され、買受適格証明願の時と相違ない場合は、速やかに許可処理させていただきますので、宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容を朗読）</p> <p>現在の住宅が老朽化により建て替えをしたいので自己所有地へ住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上1件につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件</p>

	<p>を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第22号 1件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>鈴木委員 (13番) 事務局</p>	<p>専決報告にある現況証明した土地へ建築しないのはなぜですか。</p> <p>その土地へ建て替える場合、借地移転の費用が多くかかるので、移転後に現在の建物を取り壊し長女の住宅建築地にするとのこととです。</p>
<p>会長</p>	<p>その他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請 4件について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容を朗読)</p> <p>住宅敷地が狭く駐車場が確保できないので申請地を購入し、駐車場及び物干し場として利用する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容を朗読)</p> <p>申請者の父所有地へ太陽光発電設備を設置する計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容を朗読)</p> <p>新規事業として太陽光発電の売電事業を行うため、太陽光発電設備の設置をする計画でございます。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容を朗読)</p> <p>申請者は現在、自動車整備工場と自転車修理販売店を営んでおり、整備車両の一時保管場所などが不足しているため駐車場を確保する計画でございます。</p> <p>以上4件につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第23号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>

	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から37番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第7号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から37番、全体筆数は113筆、面積は120,018㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は50筆、57,771㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は10名で合計63筆 62,247㎡です。内容につきましては、作物はレンコン、水稻、普通畑でございます。新規64件 再設定49件 契約期間は5年6年10年、権利の種類はすべて賃借権でございます。公告年月日は平成26年11月28日、始期年月日は平成26年12月1日を予定しております。</p> <p>尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第7号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
鈴木委員 (13番)	<p>受人の〇〇氏のは場は事務局で見に行っていますか。経営面積が大きいので転貸などしていないかと思いました。</p>
事務局	<p>経営者自ら指示をし、営農計画を作っていますし、ほ場も確実に作付けされております。</p>
会長	<p>その他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第8号 農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》あっせん事業の目的、概要などを説明。 (1番の申出年月日、申出者住所氏名、申出地の所在、地目、面積、あっせん区分、農地区分、申出理由を朗読し、あっせん委員3名の事務局(案)を報告) この申出に関し、少し補足説明をさせていただきます。 現在の利用状況は、自作地となっており、水稻が作付けられ、今後も農地として利用するのに支障が無い状態で行っていました。 又、申出地に関する土地謄本を確認しましたところ、昭和46年に売買により所有権を取得しており、所有権以外の権利設定はございません。 次に、あっせん候補者についてですが、事務局にて営農類型・経営面積により2名ほど候補者を選定させていただきたいと思っております。 次に、今回決定していただく、「あっせん委員」により、あっせんする候補者の順位を決定していただき、事前に購入に関する「希望」を事務局にて確認させていただいたのち、候補者として「あっせん」させていただきたいと思っております。 しかし、候補者全ての方が購入の意思がなかった場合は、隣接土地所有者又は営農類型・経営面積を参考に再度候補者を選定できればと思っております。 次に「あっせん委員の指名について」でございますが、あっせん申出地の担当委員さんをお願いしたいと思っております。</p> <p>事務局案ではございますが、2番委員 鈴木巖さま、35番委員 伊藤里美さま、6番委員 田中均さま を指名させていただきたいと思っております。 以上でございます。</p>
<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第8号 農地移動適正化あっせん事業の申出 1件に関する説明、及び、事務局「案」ではございますが、あっせん委員の指名について報告がありました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは事務局案のとおり「2番＝鈴木委員、35番＝伊藤委員、6番＝田中委員」の3名を「あっせん委員」に指名させていただきますのでよろしく申し上げます。</p> <p>尚、指名されました委員さんにつきましては、定例会終了後、日程等について打合せを行いますので、よろしく申し上げます。</p>

事務局	<p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から13番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上13件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上2件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上2件を証明しました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、専決報告 3件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)</p> <p>以上7件の通知を受理しました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)</p> <p>以上1件の届出がございました。</p> <p>(報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1番の事業者住所氏名・地所在、地目、面積、事由、進達日を朗読説明)</p> <p>以上1件の事業計画書が提出されましたので、内容を確認し、県へ進達させていただきました。</p> <p>尚、この事案につきましては、農地法施行規則第53条第14項「転用のための権利移動の制限の例外」に該当していると思われまます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

鈴木委員
(13番)
事務局

認定電気通信関係について一時利用なのに名称は農地転用なのですか。

認定電気通信事業は農地転用の許可不要でありますので、永久転用と一時転用を分けることは特にございませぬ。

会長

その他、宜しいでしょうか。

それでは、報告 3件 について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。

これをもちまして、11月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前 9 時 40 分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成26年11月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 7番委員 山 田 和 良

議事録署名者

議席番号 8番委員 高 木 治 雄